

鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
について

次のように改める。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 3 4 年鹿沼市条例第 1 1 号）の一
部を次のように改正する。

第 1 2 条第 2 項中「2, 1 6 0 円」を「2, 8 8 0 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。